

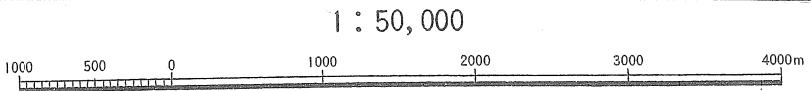
現 場 説 明 書

施 行 年 度	令和8年度	
工 事 名	競走場屋内遊戯施設建設等工事	
工 事 場 所	周南市大字栗屋1033番地	
入 札 執 行 場 所	周南市役所 契約監理課	
工 期	着手の時期：令和 年 月 日	
	完成の時期：令和 年 月 日 施工日数： 572 日	
施 工 条 件	別紙「特記仕様書」のとおり	
工 事 内 容	(工事概要) 建築工事	
	<p>【月単位の週休2日工事（発注者指定型）対象工事】</p> <p>【ウィークリースタンス推進工事の対象工事】</p>	



競走場屋内遊戯施設建設等工事

位置図



入札条件及び指示事項（営繕系工事）令和 7 年 4 月 1 日適用～債務負担行為用～

第 1 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、「周南市建設工事等条件付一般競争入札心得」、「周南市建設工事等指名競争入札心得」を熟知し、入札しなければならない。

2 制度要領及び申請様式

この入札に関連する制度要領及び申請様式については、周南市財政部契約監理課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

(1) 入札・契約に係る要綱等

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/47462.html>

(2) 入札関係申請・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/35744.html>

(3) 契約関係・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/1947.html>

3 電子入札システムの利用

(1) 利用方法等

周南市電子入札システムを利用する者は、「周南市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。また、周南市入札情報ポータルサイトのページを参照し、必要な準備等を行うこと。

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及び I C カードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しい I C カードが届くまでの間は、紙入札での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ 直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及び I C カードの更新手続きを行うこと。

ウ 新しい I C カードが届いた場合は、必ず新しい I C カードに更新して入札すること。

(3) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が 2 名以上いる場合で、I C カードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義の I C カードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義の I C カードにより行った入札は無効とする。

4 設計図書等の配付

(1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告又は指名通知の日に、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(2) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告又は入札情報に掲げる期間に限り、質問書を発注者へFAX送信により提出することができる。

(2) 回答の方法

入札公告又は入札情報に掲げる期間の初日の午前9時頃までに、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

6 入札の執行

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

7 工事費内訳書

入札に当たっては、参考である本工事費内訳書に記載のある施工名称等に対応する数量、単価及び金額等を表示した工事費内訳書を提出すること。

8 低価格入札対策

当該工事が低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用対象工事である場合、入札参加者は「周南市低入札価格に関する事務取扱要綱」又は「周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱」に定める事項に留意すること。

9 契約保証金

落札者は、入札公告又は設計図書等によって契約の保証を求められている場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

10 現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人

現場代理人の配置については、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」によること。

(2) 配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和7年1月28日国不建技第147号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「二-四監理技術者等の雇用関係」によること。

(3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。

- ア 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例1号の要件を満たさなければならない。
- イ 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）を配置する場合は以下の(ア)～(ク)の要件を全て満たさなければならない。ただし、落札者が低入札価格調査の結果、請負契約を締結する場合は、この限りではない。
- (ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (エ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。
- (カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(4) 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件

本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二-二監理技術者等の設置（5）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

(5) 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第26条第3項第2号及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。）

ただし、専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例2号の監理技術者を配置する場合、特例監理技術者は常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に専任特例2号の監理技術者を配置する場合、入札条件10(3)の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料（表1参照）を提出すること。

(6) 契約後の配置技術者の変更

契約後の監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）の変更は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二-二監理技術者等の設置」の「(4)監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める。

(7) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三-(3)監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）は、下記のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点（特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降30日以内）から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

※監理技術者制度運用マニュアルについては国土交通省ホームページを参照のこと。

11 前金払

~~(1) 契約会計年度には、前払金の支払を行わない。~~

~~(2) 契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払を行う。~~

(3) 契約会計年度と翌会計年度の各年度に、契約書に定める年度毎の出来高予定額に応じた前払金の支払を行う。

※(1)、(2)、(3)については見え消し等により選択する。

第2 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、建築工事の施工に当たっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」いずれも（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。

公営住宅法による住宅建設の場合は「公共住宅建設工事共通仕様書」（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）及び「公共建築木造工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。

なお、前記各仕様書の採用版については、特記仕様書により確認すること。

2 工事の仕様

当該工事の施工条件、仕様及び特記事項は、施工条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 適正な下請契約及び施工体制の確保

- (1) 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」を提出すること。
- (2) 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し（添付書類も含。）」及び「施工体系図の写し」（以下「施工体制台帳等」という。）を監督職員に提出すること。
なお、電子契約を行った場合は、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（令和5年5月12日付国不建第46号）」に基づき、工事現場において電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。
- (3) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結するとともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」を作成・添付すること。
- (4) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。
- (5) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比

率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

- (6) 受注者は、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定、令和6年3月27日最終改定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。
- (7) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額により下請契約を締結すること。

6 社会保険等未加入対策

- (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年3月30日国不建キ第39号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。
- (2) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

なお、契約書第7条の2第3項に規定する違約罰（制裁金）を課された場合、契約違反（「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」別表1の措置基準「4 契約違反」をいう。以下同じ。）として取り扱い、指名停止措置による対応として工事成績評定点を上限20点として10点以上減点する。

7 市内産資材の活用

受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱い業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

8 市内建設業者の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用に努めること。

9 総合評価方式に係る評価事項

当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。
また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。
- (2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。
- (3) 提出を求める評価項目及び配点等については、入札公告において指定する。
- (4) 技術提案資料について、(3)に基づき各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。
- (5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。

ア 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値と

する。

イ 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。

(7) 受注者は、「簡易な施工計画」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

(8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成時に指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（工程表、日報等）を提出すること。提出された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(9) 「市内資材の活用」で、市内資材を活用するとして点を付与された場合には、工事完成時に市内資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（納品伝票の写し等）を提出すること。併せて、工事完成時には、請負工事代金にかかわらず「資材利用状況報告書」を提出すること。提出された資料により、発注者が指定した資材について、市内資材の活用が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(10) 「市内企業の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、百万円以上の下請負人（二次下請以降を含む。）との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料（契約書の写し等）を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要がある場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び変更後の施工体系図を提出すること。また、工事完成時には、上記資料にあわせ請負工事代金にかかわらず「下請工事発注状況報告書」を提出すること。提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「市内企業の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

なお、この評価に当たり、当初百万円未満の下請工事に変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により百万円以上となった場合、及び当初百万円以上の下請工事に変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により百万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。

(11) 契約締結後、受注者が入札条件10(5)により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の8年前の年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡し完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から1年前の間」の取組状況とする。

(12) 契約締結前に入札参加者の配置技術者の変更は、事後審査方式の場合（配置技術者からのヒアリングを行った場合を除く）に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経

験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者の技術評価結果と同等以上の評価を受けることができる者に、入札参加資格審査時までに変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。

(13) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(7)と同様の取扱いとする。

10 排出ガス対策

受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

また、国土交通省が「低騒音型建設機械」として指定した建設機械については、その使用に努めること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。

11 建設リサイクル

(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条に基づく書面に基づき作成される。

エ 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。また、工事完了後は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm) に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCEL データを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

(3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果

票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

12 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとする。
- (2) 残土が発生する場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合は一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。
- (4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、受領書の写しを工事完了後5年間保存すること。また、本工事が搬出先となる場合、搬入完了後速やかに搬出元に受領書の交付を行うこと。

13 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提示すること。

なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提示期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提示すること。

14 各種調査への協力

- (1) 受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。
- (2) 受注者は、その他調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

15 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。

- (4) 担当技術者等が配置された場合の監理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

16 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。
- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、契約約款第21条の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

17 標示板の設置等

工事現場における工事情報看板、工事説明等に係る標示については特記仕様書のとおりとし、記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。

18 火災保険等

- (1) 受注者は、契約約款第52条の規定により、火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
- (2) 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙又はそれに代わるものを直ちに監督職員に提出すること。なお、保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とし、被保険者は、発注者、受注者及びその全下請負人を網羅すること。保険金額は請負代金全額とし、保険期間は、着手の日から完成工期の14日後までとする。

19 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績統括表等を作成し、監督職員に提出すること。

20 公共工事の一斉土曜閉所

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の県内の発注機関が発注する工事において、一斉土曜閉所の取組を実施する。

なお、現場閉所実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。

21 中間技術検査

原則として、1回の中間技術検査を実施する。検査実施段階等については別途指示する。

表1 専任特例2号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認資料
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※有効期限内の健康保険被保険者証の写し（最長で令和7年12月1日まで）
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他の工事との距離	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

特記仕様書

特	記	事	項
1.	工事中は、施設の運営及びレースの開催される期間が含まれているため、工事中の施設利用者、近隣住民及び施設管理者等の安全対策については十分な措置を行うと共に、施設利用者の動線を妨げることが無いように配慮すること。		
2.	場内の工事着手は令和8年9月1日以降とし、詳細については契約主管課及び監督職員と十分協議すること。		
3.	工事施工に際しては、契約主管課及び監督職員と施工時間・日程等について十分協議を行い、特に騒音、振動、発光、停電、断水等が発生する作業については、レース運営の妨げにならないよう十分注意すること。		
4.	建設廃棄物処理計画書・実績書及び産業廃棄物管理票（A・E票）の写しを提出のこと。		
5.	現場施工開始から工事目的物引き渡しまでの期間、工事施工に関して請負業者賠償責任保険を付すること。		
6.	工事場所は海に面しており特に風の強い場所であるため、仮設物の倒壊や材料等の飛散により、レースの運営に影響が出ないように十分注意すること。		
7.	工事完了は令和10年1月末を想定している。		
8.	長期休催期間は別途工事を含む複数の作業が行われるため、施設管理者、契約主管課及び各業者と十分に協議を行い、レース運営に支障が無いよう、工程等管理に努めること。		
9.	連絡通路の解体については、長期休催期間（令和9年1月18日～令和9年2月28日）での各種配線配管の切り回しが完了後、レース運営に支障が無いことを確認し行うこと。尚、休催期間内に模擬レースを実施するため別途工事業者も含めてすべての切替を令和9年2月17日までに完了させること。		
10.	本工事で使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械として指定を受けたものを使用すること。		
11.	建設リサイクル法の適用 有 建築物の新築・増築（床面積の合計500㎡以上） 対象特定建設資材 コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート		
12.	建設発生土の処理 任意処分、現場内流用（同一工事内で利用）		
13.	建設副産物及び建設廃棄物の利用・処理条件		
	<p>※■の建設廃棄物は、処理の目的に応じた固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設へ搬入する。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。</p> <p>■建設発生木材</p> <p>ア. 処理の目的</p> <p> ■チップ化 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>イ. 処理施設等</p> <p> ■再資源化施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり（ ）</p> <p>■その他（名称：モルタル、伐採木、伐根、廃プラスチック、ガラス（蛍光灯）、金属類）</p> <p>ア. 処理の目的（ 中間処理 ）</p> <p>イ. 処理施設等</p> <p> ■中間処理施設</p> <p> <input type="checkbox"/> 再資源化施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり（ ）</p>	<p>■コンクリート塊</p> <p>ア. 処理の目的</p> <p> ■再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>イ. 処理施設等</p> <p> ■再資源化施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり（ ）</p> <p>■アスファルト・コンクリート塊</p> <p>ア. 処理の目的</p> <p> ■再生アスファルト合材 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>イ. 処理施設等</p> <p> ■再資源化施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり（ ）</p> <p>■汚泥</p> <p>ア. 処理の目的（ ）</p> <p>イ. 処理施設等</p> <p> ■再資源化施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p> <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり（ ）</p>	
14.	産業廃棄物税相当額 ※処分方法の変更等により課税対象とならない場合は、変更契約により税額分を減額する。 課税対象品目（ 砕石、ガラス、タイル、廃ボード類、がれき類、石綿含有建材 ）		

営繕系工事における労働環境改善（ウィークリースタンス）の推進工事 特記仕様書

本工事は、周南市営繕系工事における労働環境改善（ウィークリースタンス）の推進工事の対象工事であり、受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

- 1 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 - ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
 - ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
 - ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。

- 2 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」（休日明けを期限日としない）よう留意する。

- 3 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。
 - ① ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。
 - ② 不必要な資料は求めない、提出しない。

営繕系工事における「週休2日工事」特記仕様書

本工事は、周南市営繕系工事における「週休2日工事」の対象工事であり、週休2日の確保に取り組む場合は、以下の通りとする。

- 1 原則、土曜日及び日曜日を現場の休工日とし、休工日には現場閉所（現場休息）を実施すること。

なお、現場作業の時期が限定されるなど特殊な事情により、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

また、災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のため、やむを得ず休工日に設定した曜日に現場にて作業する場合は、原則として当該週に休工日を振替できるものとする。

ただし、この場合は、事前にその理由を監督職員に報告すること。

- 2 受注者は、「週休2日」が確認できる計画工程表を作成し、施工計画書に添付して監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、計画工程表に基づく実施状況が判るよう、実施工程表を作成し提出すること。（提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。）
- 4 「週休2日」を確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。
- 5 工事表示板に週休2日の現場閉所に取り組んでいることを表示する。
- 6 その他については、周南市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領に基づくこと。